## 離婚協議書

山田太郎(以下甲という)と山田花子(以下乙という)は離婚について協議した結果、次の通り合意した事を確認する。

記

- 第一条 甲および乙は、本日協議離婚することを合意し、離婚届に各自署名押印した。
- 第二条 甲乙間の長男一郎 (平成〇〇年〇月〇日生、以下丙とする)の親権者を乙と定め、甲は乙に対し、丙の養育費として、平成〇〇年〇月〇日から丙が20歳に達するまで、毎月金〇万円ずつ支払う。支払い期限は毎月末日限りとし、乙指定の丙名義の銀行口座に振り込み送金して支払う。なお上記養育費は物価の変動、その他事情の変更に応じ、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第三条 甲は、乙に対し、財産分与として、別紙物件目録記載の甲所有名義の不動産を 譲渡

し、離婚届けが受理された日から一週間以内に、乙のために財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。この登記手続費用は乙の負担とする。

- 第四条 甲は、乙に対し、慰謝料として、金〇〇万円を支払う。支払い期限は平成〇〇 年〇月〇日限りとする。
- 第五条 乙は、甲に対し、甲が二か月に一度丙と面接交渉することを認める。この面接 の日時、場所、方法は、丙の福祉を害することのないょう、甲乙相互に配慮し、 協議のうえ決定する。
- 第六条 甲と乙は、本件離婚に関し、本離婚協議書に定めるもののほか、なんら債権債 務がないことを相互に確認する。
- 第七条 本離婚協議の成立を証するため、本書二通を作成し、甲乙署名押印のうえ各 自一通を保有する。

平成○○年○月○日

甲 住所 〇〇〇〇

氏名 山田 太郎 印

乙 住所 〇〇〇〇

氏名 山田 花子 印